

霧島市条例第57号
令和元年12月27日

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例
第208号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「160円」に、「200円」を「210円」に、「220円」を「240円」に改
め、同表の備考の2中「80円」を「90円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。